

平成二十年五月二十二日提出
質問第四一六号

警察組織における裏金問題に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

警察組織における裏金問題に関する質問主意書

愛媛県警の仙波敏郎巡査部長が自らの実名を明らかにした上で、警察組織において偽領収書作成等の手法により裏金づくりが行われていることを訴えていることに関し、「政府答弁書」（内閣衆質一六九第三四一号）でも警察庁は「警察庁としては、愛媛県警察に対して実施した平成十八年度の会計監査の結果、捜査費の執行の一部に執行手続上の問題等は認められたものの、平成十七年一月二十日に行われた仙波敏郎巡査部長による記者会見での申立てに係る事実を含め、捜査費が私的に費消された事実又は組織ぐるみで不適正に使用された事実は認められなかったとする同県警察の調査結果と異なる事実は確認されなかった」と、あくまでも愛媛県警において組織的に裏金づくりが行われた事実はないとの答弁をしている。右を踏まえ、以下質問する。

一 ファイル交換ソフト「ウイニー」を用いて捜査情報を流出させた問題について、現在愛媛県内の市民や弁護士から、流出資料から判明した捜査費の返還を求める訴訟を受けている愛媛県警捜査一課の是澤和洋警部が、本年五月十三日の松山地裁における裁判で、「捜査報告書には、協力者保護のため仮名や、事件に登場する実在の人物の名前を書いていた」「当時の上司に指導を受けた。容認されていた。勧められ

た」との証言（以下、「証言」という。）を行ったと週刊朝日五月三十日号が報じているが、警察庁は「証言」について書かれた右の週刊朝日記事を承知しているか。

二 「証言」の内容は事実か。警察の捜査に協力した人物に渡す謝礼についての報告書に、協力者保護のために、実際の協力者以外の氏名を記載し、提出するということが愛媛県警はじめ各都道府県警察において行われているか。

三 二で、行われているのなら、それは公文書偽造にあたるのではないか。

四 「証言」は、一部に執行手続き上の問題は見られるものの、組織的な裏金づくりはないとこれまで警察庁の答弁と齟齬があるのではないか。

右質問する。